

令和8年6月4日開催
第1回天草市立小中学校適正規模適正配置審議会

小中学校の適正規模・適正配置について

天草市教育委員会 教育総務課

1 現状と課題

小中学校の配置図（令和8年4月現在）



天草市の人口の推移

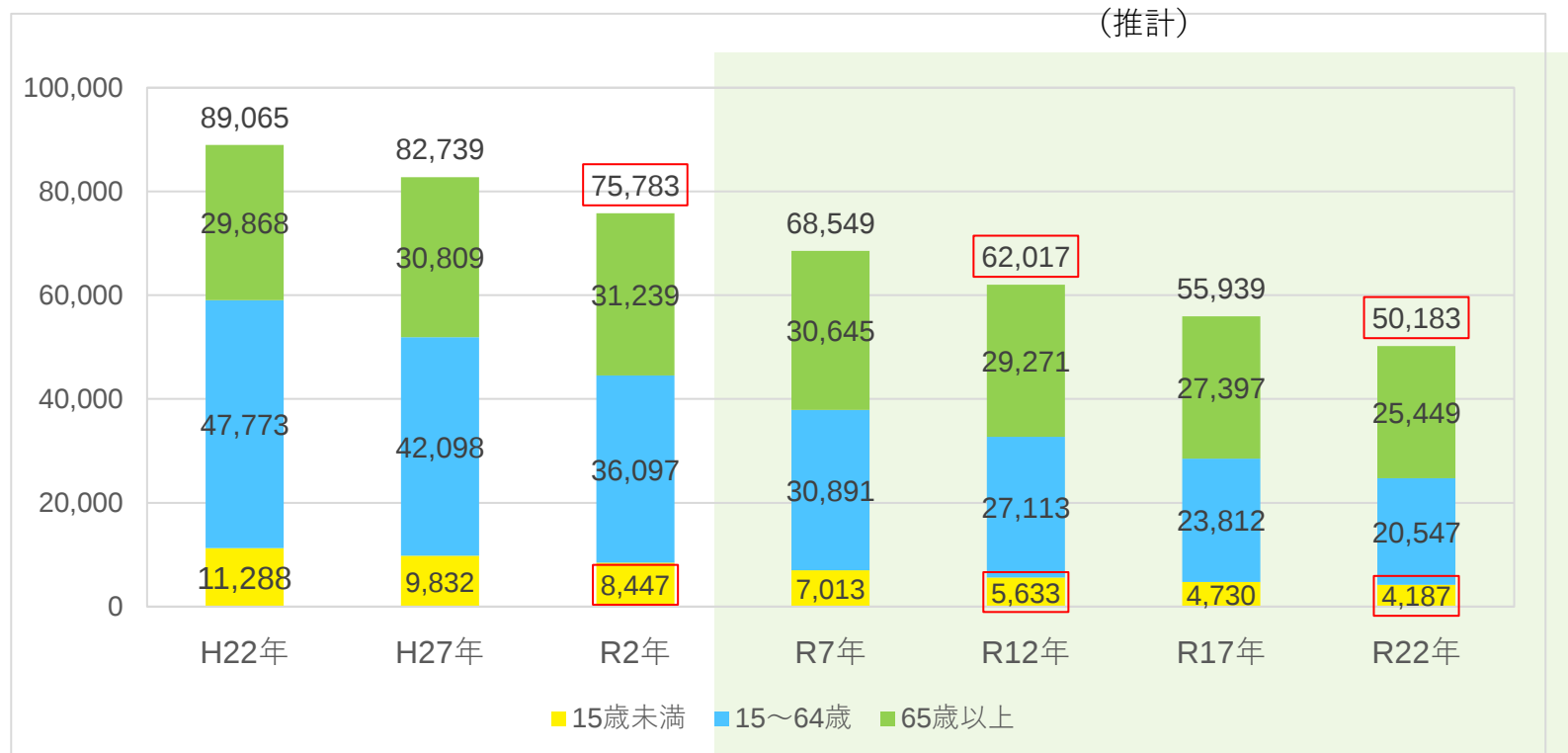
- ・ 天草市の人口は、令和22年に約5万人となる見込み。
- ・ 令和22年の年少人口（15歳未満）は約4千人と、20年前と比較して約半数となる見込み。

令和2年：75,783人
(15歳未満8,447人)

令和12年：62,017人
(15歳未満5,633人)

令和22年：50,183人
(15歳未満4,187人)

(人)



※出典：天草市人口ビジョン（国勢調査の結果と国立社会保障・人口問題研究所の推計による）
 ※令和7年の国勢調査の結果は、本年9月頃までに公開される予定。

天草市の人口の推移（旧市町別）

- ・本市の人口は、20年間で約3割減少する見込みだが、減少率については地区ごとに異なる。
- ・令和22年の人口を地区別に見ると、令和2年と比較して約半数となる見込みの地区もある。

（人）

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和17年	令和22年	R2とR22の比較	
								増減	増減率
旧本渡市	38,834	38,177	36,640	34,903	32,834	30,783	28,622	△8,018	△21.88%
旧牛深市	14,669	13,031	11,313	9,719	8,232	6,824	5,515	△5,798	△51.25%
有明町	5,510	4,977	4,511	4,082	3,644	3,208	2,783	△1,728	△38.31%
御所浦町	3,163	2,735	2,318	1,954	1,611	1,294	1,008	△1,310	△56.51%
倉岳町	3,085	2,812	2,533	2,243	1,973	1,705	1,447	△1,086	△42.87%
栖本町	2,489	2,158	1,966	1,790	1,625	1,455	1,287	△679	△34.54%
新和町	3,387	3,018	2,689	2,385	2,109	1,814	1,537	△1,152	△42.84%
五和町	9,137	8,168	7,369	6,589	5,850	5,104	4,385	△2,984	△40.49%
天草町	3,572	3,074	2,607	2,210	1,854	1,521	1,213	△1,394	△53.47%
河浦町	5,219	4,589	3,837	3,208	2,647	2,132	1,673	△2,164	△56.40%
合計	89,065	82,739	75,783	69,083	62,379	55,840	49,470	△26,313	△34.72%

※出典：天草市人口ビジョン（2025年3月改定版）

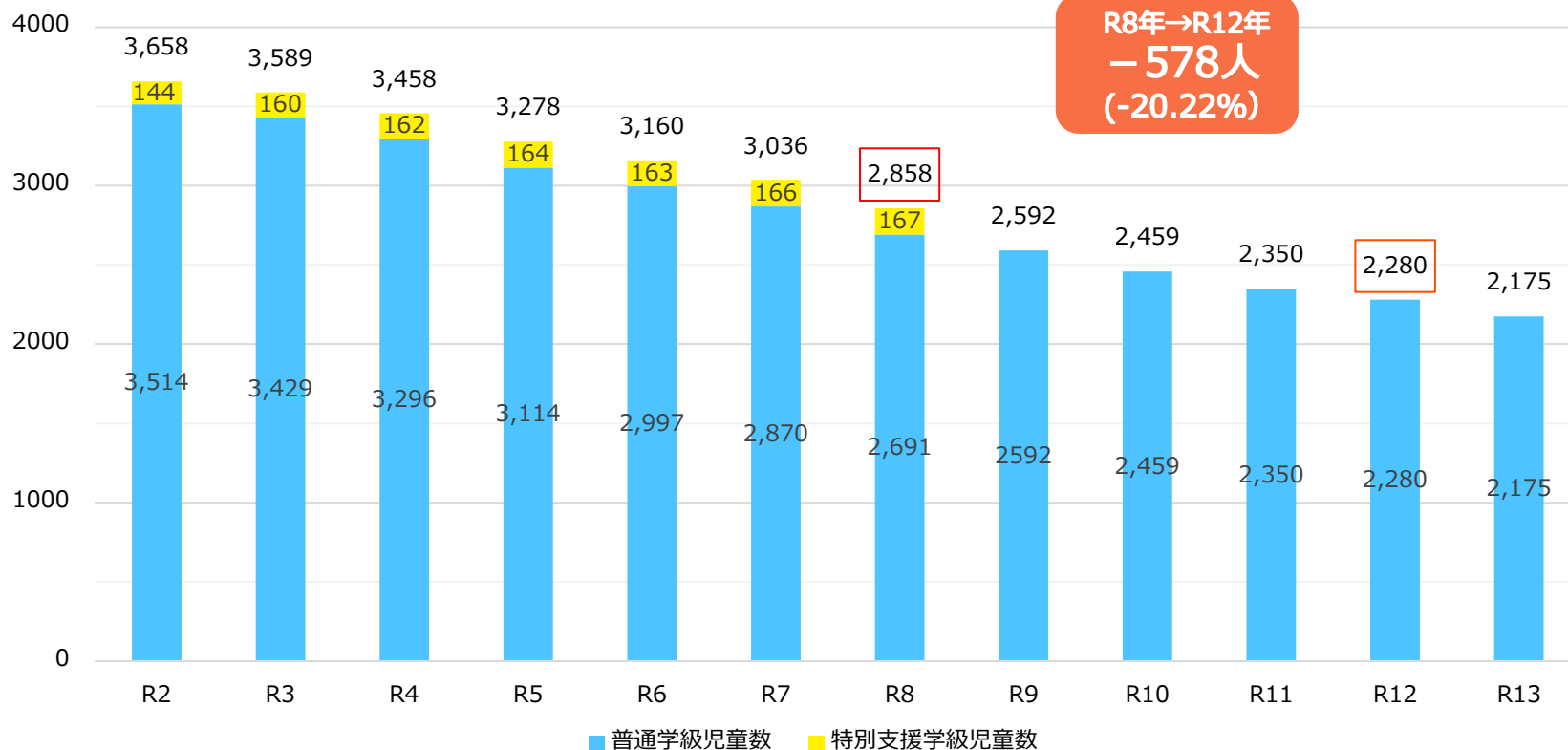
※本表は天草市独自の推計であり、令和7年以降の合計は国立社会保障・人口問題研究所の予測値と一致しない。

小学校児童数の推移

令和8年度
2,858人（実数）

令和12年度
2,280人（推計）

（人）

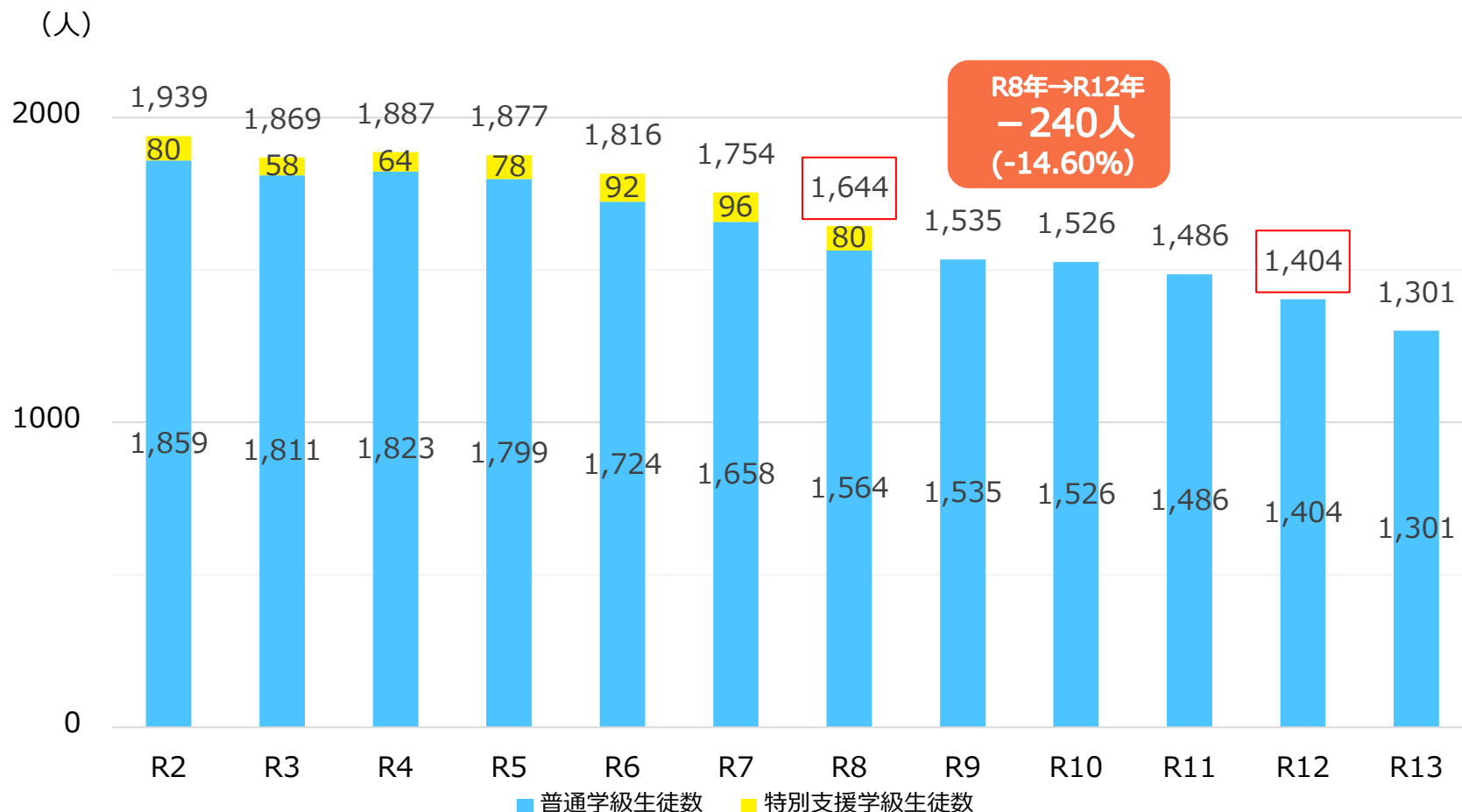


※令和9年以降は出生数を基にした推計である。（特別支援学級は考慮せず、全て普通学級に計上。）

中学校生徒数の推移

令和 8 年度
1,644人（実数）

令和 1 2 年度
1,404人（推計）

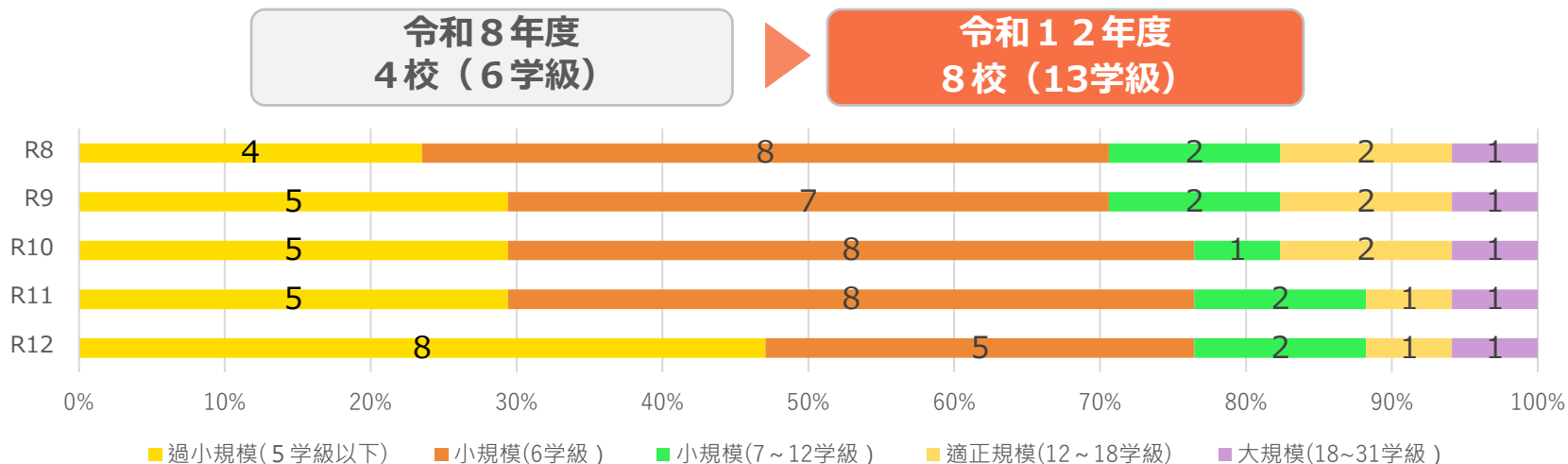


※令和9年以降は出生数を基にした推計である。（特別支援学級は考慮せず、全て普通学級に計上。）

小学校の学校規模の推移

- ・ 令和8年度、適正規模校以上に該当するのは17校のうち3校のみ。
- ・ 今後、過小規模校（複式学級）が増加する見込み。

過小規模校（複式学級）の増加



	学級数	令和8年	令和10年	令和12年
過小規模校	5学級以下	御所浦小(5)、倉岳小(4)、 栖本小(5)天草小(4)	本町小(4)、御所浦小(4)、 倉岳小(4)、栖本小(5)、 天草小(4)	本町小(3)、牛深東小(5)、 御所浦小(4)、倉岳小(4)、 栖本小(5)、新和小(5)、 天草小(4)、河浦小(5)
小規模校 (6~11学級)	6学級	本渡東小、楠浦小、本町小、 佐伊津小、牛深東小、有明小、新 和小、河浦小	本渡東小、楠浦小、佐伊津小、牛 深東小、有明小、新和小、 五和小、河浦小	本渡東小、楠浦小、佐伊津小、有 明小、五和小
	7~11学級	牛深小(9)、五和小(9)	牛深小(8)	牛深小(7)、亀川小(11)
適正規模校	12~18学級	本渡南小(14)、亀川小(12)	本渡南小(12)、亀川小(12)	本渡南小(12)
大規模校	19~31学級	本渡北小(22)	本渡北小(22)	本渡北小(23)

※小学校の複式学級の基準：連続する2学年で16人以下、ただし1年生を含む場合は8人以下。（熊本県学級編成基準に基づく。）

小学校児童数（普通学級）の推移（学校別）

- 令和12年度の推計では、本渡南小学校、本渡北小学校、亀川小学校、本渡東小学校、楠浦小学校、佐伊津小学校、牛深小学校、有明小学校及び五和小学校の9校は6学級以上を確保できるが、ほかの8小学校は5学級以下の過小規模校となる見込み。

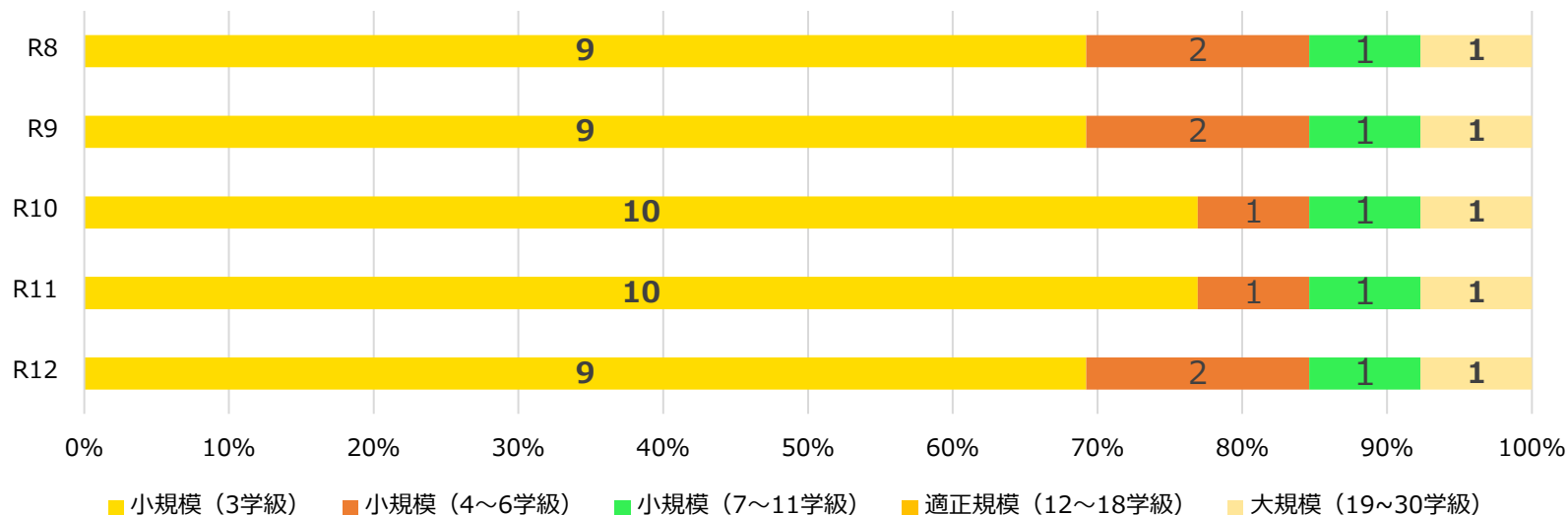
（学級・人）

	学校名	R6		R7		R8		R9		R10		R11		R12		R8とR12の比較	
		学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	学級	児童数	増減	増減率
1	本渡南小学校	14	393	14	385	14	366	13	321	12	308	12	293	12	301	△65	△17.8%
2	本渡北小学校	23	702	22	675	22	637	22	636	22	635	23	652	23	647	10	1.6%
3	亀川小学校	13	363	13	345	12	320	12	320	12	306	11	287	11	277	△43	△13.4%
4	本渡東小学校	6	171	6	155	6	157	6	155	6	142	6	139	6	134	△23	△14.6%
5	楠浦小学校	6	89	6	89	6	86	6	77	6	79	6	74	6	70	△16	△18.6%
6	本町小学校	6	60	6	58	6	53	5	47	4	42	4	34	3	29	△24	△45.3%
7	佐伊津小学校	6	150	6	147	6	141	6	141	6	139	6	130	6	126	△15	△10.6%
8	牛深小学校	9	208	9	210	9	215	8	205	8	198	8	185	7	170	△45	△20.9%
9	牛深東小学校	6	71	6	70	6	58	6	59	6	60	6	54	5	59	1	1.7%
10	有明小学校	6	138	6	125	6	108	6	94	6	80	6	80	6	73	△35	△32.4%
11	御所浦小学校	5	59	6	63	5	58	5	56	4	50	5	44	4	42	△16	△27.6%
12	倉岳小学校	5	56	5	53	4	52	5	48	4	49	4	38	4	38	△14	△26.9%
13	栖本小学校	6	67	6	61	5	58	5	59	5	51	5	50	5	50	△8	△13.8%
14	新和小学校	6	77	6	71	6	67	6	68	6	56	6	54	5	44	△23	△34.3%
15	五和小学校	10	234	9	209	8	186	7	182	6	158	6	145	6	131	△55	△29.6%
16	天草小学校	5	49	4	46	4	35	4	35	4	33	4	29	4	30	△5	△14.3%
17	河浦小学校	6	110	6	108	6	94	6	89	6	73	6	62	5	59	△35	△37.2%
	計	138	2,997	136	2,870	131	2,691	128	2,592	123	2,459	124	2,350	118	2,280	△411	△15.3%

※令和8年度までは実数、以降は現在の児童数と校区ごとの出生者数を基にした推計である。

中学校の学校規模の推移

- ・ 令和8年度、13校のうち9校が3学級の小規模校に該当する。
- ・ 今後もこの構成はほぼ変わらないが、生徒数の減少が見込まれる。



	学級数	令和8年	令和10年	令和12年
小規模	3学級	本渡東中、牛深東中、有明中、御所浦中、倉岳中、栖本中、新和中、天草中、河浦中 (9校)	本渡東中、牛深中、牛深東中、有明中、御所浦中、倉岳中、栖本中、新和中、天草中、河浦中 (10校)	本渡東中、牛深東中、有明中、御所浦中、倉岳中、栖本中、新和中、天草中、河浦中 (9校)
小規模 (4～11学級)	4～6学級	牛深中 (5)、五和中 (6)	五和中 (6)	牛深中(4)、五和中(4)
	7～11学級	稜南中(7)	稜南中(9)	稜南中(8)
適正規模	12～18学級	なし	なし	なし
大規模	19～31学級	本渡中(19)	本渡中(21)	本渡中(19)

※中学校の複式学級の基準：連続する2学年で4人以下。（熊本県学級編成基準に基づく。）

中学校生徒数（普通学級）の推移（学校別）

- ・ 中学校の場合、令和12年度以降も実際の出生数による推計が可能である。
- ・ 10年後の令和18年度には、多くの学校で生徒数が約半数になることが見込まれる。
- ・ 中には、生徒数が20人を下回る学校がでてくる。（1学年5人以下）

（学級・人）

	学校名	R6		R8		R10		R12		R14		R16		R18		R8とR18の比較	
		学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	学級	生徒数	増減	増減率
1	本渡中学校	20	706	19	665	21	683	19	615	17	541	17	540	18	573	△92	△13.8%
2	本渡東中学校	4	113	3	90	3	79	3	81	3	72	3	67	3	60	△30	△33.3%
3	稜南中学校	9	260	7	228	9	230	8	217	7	187	6	184	6	167	△61	△26.8%
4	牛深中学校	5	128	5	110	3	93	4	101	5	114	3	85	3	66	△44	△40.0%
5	牛深東中学校	3	51	3	55	3	36	3	27	3	29	3	30	3	27	△28	△50.9%
6	有明中学校	3	88	3	75	3	76	3	59	3	47	3	35	3	38	△37	△49.3%
7	御所浦中学校	3	34	3	32	3	33	3	31	3	25	3	24	3	17	△15	△46.9%
8	倉岳中学校	3	36	3	32	3	23	3	28	3	21	3	20	3	18	△14	△43.8%
9	栖本中学校	3	40	3	38	3	31	3	28	3	27	3	23	3	19	△19	△50.0%
10	新和中学校	3	39	3	39	3	41	3	38	3	28	3	28	3	14	△25	△64.1%
11	五和中学校	5	139	6	130	6	118	4	105	3	72	3	74	3	54	△76	△58.5%
12	天草中学校	3	37	3	24	3	21	3	21	3	13	3	14	3	16	△8	△33.3%
13	河浦中学校	3	53	3	46	3	62	3	53	3	29	3	34	3	23	△23	△50.0%
	計	67	1,724	64	1,564	66	1,526	62	1,404	59	1,205	56	1,158	57	1,092	△472	△30.2%

※令和18年度においては、令和5年度生まれが中学1年生、令和3年度生まれが中学3年生に該当する。

※令和8年度までは実数、以降は現在の生徒数と校区ごとの児童数・出生者数を基に推計。

※令和9年度の学級数は、1・2年生は35人、3年生は40人で試算。令和10年度以降は全学年35人で試算している。

2 法令による基準等

法令等による基準（適正規模・適正配置）

学校の適正規模（学校教育法施行規則第41条、79条）

- ・小学校・中学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。
- ・ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

学校の適正配置（通学条件）

■昭和33年 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第4条)

- ・通学距離が、小学校にあってはおおむね4キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあってはおおむね6キロメートル以内であること。

■公立小学校の適正規模・適正配置等に関する手引き（平成27年1月27日文部科学省）

- ・スクールバス利用等、通学実態の多様化を踏まえ、従来の通学距離の基準（小学校：4km以内、中学校6km以内）に加えて通学時間の基準を設定する場合、1時間以内を目安として、市町村が判断すること。

通学条件の補足（公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引）

第2章 適正規模・適正配置について

（2）学校の適正配置（通学条件）

- ・学校の配置に当たっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要。
- ・学校統合を行うことは、児童生徒の通学距離の延長に伴い教育条件を不利にする可能性もあるため、学校の位置や学区の決定等に当たっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要がある。

1 基本的な考え方と手引の位置付け

（基本的な考え方）

- **学校規模適正化の検討は、児童生徒の教育条件をより良くする目的で行うべきもの。**
- 学校統合を行うか、学校を残しつつ小規模校の良さを活かした学校作りを行うか、休校した学校の再開を検討するかなど、活力ある学校作りをどのように推進するかは、地域の実情（学校が都市部にあるのか過疎地にあるのか等）に応じたきめ細かな分析に基づく各設置者の主体的判断。
- **コミュニティの核としての学校の性格や地理的要因・地域事情等に配慮する必要。特に過疎地など、地域の実情に応じて小規模校の課題の克服を図りつつ小規模校の存続を選択する市町村の判断も尊重。**

2 学校規模の適正化

- 学校小規模化の影響について、学級数の観点に加え、学校全体の児童生徒数やクラスサイズ等の様々な観点から整理。
- その上で、学校規模の標準（12～18学級）を下回る場合の対応の大きな目安について、学級数の状況毎に区分して提示。

【学校小規模化の影響の例】

（学校運営上の課題）

- ・ クラス替えできず人間関係が固定化
- ・ 集団行事の実施に制約
- ・ 部活動の種類が限定
- ・ 授業で多様な考えを引き出しにくい 等

（児童生徒への影響）

- ・ 社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい
- ・ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ・ 多様な物の見方や考え方に触れることが難しい 等

【提示例】小学校（1～5学級）複式学級が存在する規模

概ね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。
地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や緩和策を積極的に検討・実施する必要がある。

※一部省略（3学校の適正配置（通学条件）・4学校統合を検討する場合の留意事項）

5 小規模校を存続させる場合の教育の充実方策

- 小規模校のメリットを最大化し、デメリットを最小化することができるよう様々な工夫例を提示。

（内容例）

○ 小規模校の良さを活かす方策

- ・ 少人数であることを生かした教育活動（外国語の指導や実技指導等）の徹底
- ・ 個別指導・繰り返し指導の徹底等による学習内容の定着
- ・ 地域の自然・文化・産業資源等を活かした特別なカリキュラムの編成
- ・ 地域との密接なつながりを活かした校外学習・体験活動の充実 等

○ 小規模校の課題を緩和する方策

- ・ **小中一貫教育による一定の学校規模の確保※**
- ・ **学校選択制の部分的導入等により人口集中地域から生徒を集める工夫、山村留学・漁村留学の積極的な受け入れ※**
- ・ 社会教育施設等との複合化による教育活動の充実
- ・ ICTの活用による他校との合同授業
- ・ 小規模校間のネットワークの構築等

※一部、6休校した学校の再開から転記。

「令和の日本型学校教育」を推進する学校の適正規模・適正配置の在り方に関する調査研究協力者会議 議論のまとめ 概要

令和8年3月26日

議論の背景と前提

- 平成27年に「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定・公表。
- この間、学校設置者である各市町村で学校の適正規模・適正配置が進められてきたが、人口減少の継続、学校を取り巻く環境の変化、いわゆる1小1中状態の市町村の割合の増加といった学校の適正規模・適正配置の検討にかかわる状況に変化。
- そのため、学校の適正規模・適正配置の在り方について調査研究協力者会議を設置し、議論。

議論のまとめの基本的考え方

- 平成27年手引きの基本的考え方は引き続き妥当。

(平成27年手引きの基本的考え方)

- ① 児童生徒の教育条件の改善の観点が学校の適正規模・適正配置の検討の中心であること。
- ② 検討に当たっては手引き上の基準に機械的に縛られることなく各地方公共団体において主体的に判断を行う必要があること。
- ③ 学校を統合する場合と小規模校を存続させる場合のいずれの場合でもその利点を活かし課題を最小化する工夫が必要であること。

- 平成27年手引きを「広域化」「総合化」「現代化」の観点から更新。

広域化：各市町村がそれぞれの域内だけを念頭に検討するのではなく、周辺の市町村を巻き込んだ圏域で検討するという観点。

総合化：学校を設置する教育委員会の視点で検討するのではなく、首長部局も含めた各市町村全体でその地域の未来を考える視点で検討するという観点。

現代化：学習指導要領の改訂、GIGAスクール構想の推進等学校教育の状況が変化していることを踏まえ、それに対応した学校教育となる記載に改める観点。

- 加えて、上記観点の土台として、**計画の策定や検討の加速**等各市町村が留意すべき観点の追記が必要。

文部科学省において取り組むべき事項

- 文部科学省では手引きの改訂に加え、各市町村における学校の適正規模・適正配置の検討を後押しする伴走支援の強化等が必要。

(参考) 小規模校のメリット・デメリット等

○小規模校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細やかな指導が行いやすい。 ②意見や感想を発表できる機会が多くなる。 ③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。 ④体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。 ⑤地域の協力が得られやすく、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。 ⑥児童生徒の家庭状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。 <複式学級に関する部分> ⑦複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。 ⑧自主的な学習習慣が身につけやすい。	①運動会や文化祭、遠足、修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。 ②体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実技に制約が生じる。 ③多様な意見に触れる機会が不足し、切磋琢磨する環境づくりが難しい。 ④社会性の涵養機会の確保のための工夫が必要となる。 <複式学級に関する部分> ⑤複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行う必要があるため、教員の負担が大きい。 ⑥単式学級のと指導順が異なる場合、単式学級の学校への転校時に未習事項が生じるおそれがある。

○統廃合のメリット・デメリット

メリット	デメリット
①多様な意見に触れる機会が増し、競い合う等切磋琢磨する環境づくりを行うことができる。 ②社会性の涵養機会の確保を図ることができる。 ③少人数ではできない集団での活動を行うことができる。 ④人間関係等の固定化の解消につながる。	①子どもが教育環境の変化に適応する必要がある。 ②通学距離や通学時間が長くなる児童生徒が出てくる。 ③学校がなくなった地域では、人口の流出が進む可能性がある。

(参考) 小中一貫教育 (義務教育学校・小中一貫型小・中学校)

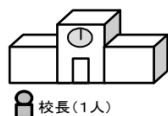
小中一貫教育

小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

・新たな学校種(一つの学校)
⇒一人の校長、
一つの教職員組織

修業年限: 9年
(前期課程6年+後期課程3年)

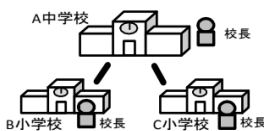


校長(1人)

小中一貫型小学校・中学校

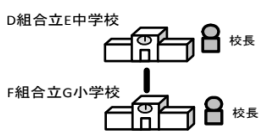
・組織上独立した小学校及び中学校が一貫した教育を施す形態
⇒それぞれの学校に校長、教職員組織

②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件
例・総合調整を担う校長を定める
・学校運営協議会の合同設置
・校長等を併任

③連携型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※義務教育学校と小中一貫型小・中学校の大まかな違い

	義務教育学校	小中一貫型小・中学校
組織・運営	一人の校長、一つの教職員組織	それぞれの学校に校長、教職員組織
免許	原則、両方の免許	所属する学校の免許
設置手続き	市長村の条例	市長村教育委員会の規則
施設形態	施設一体型・隣接方・分離型	

	小学校段階 (前期課程)		中学校段階 (後期課程)
通常の学校	小学校 (1~6年生)		中学校 (1~3年生)
小中一貫型小・中学校	前期 (小1~小4)	中期 (小5~中1)	後期 (中2・中3)
義務教育学校	スタート (1~4年生)	ミドル (5~7年生)	ラスト (8・9年生)

※一つの例(学校で独自に編成が可能)

○小中一貫教育のメリット・デメリット

メリット

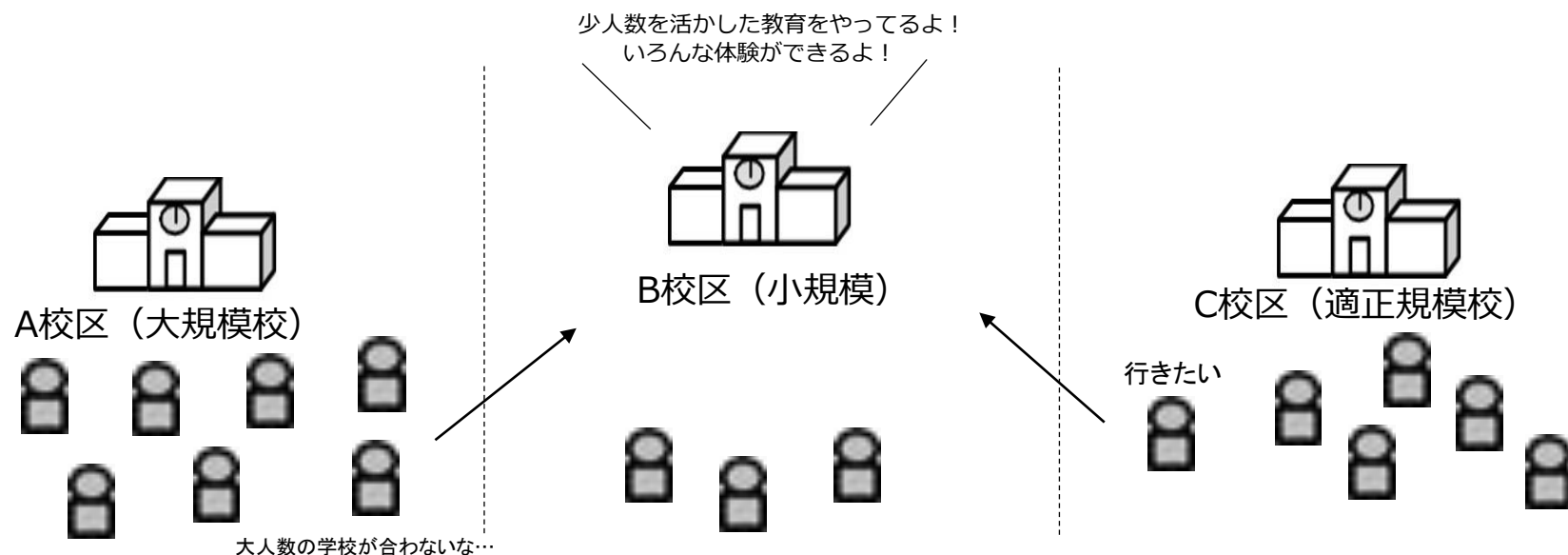
- ①9年間で継続性を意識した教育課程の編成が可能になる。
- ②小学校から中学校への接続をスムーズに行うことができ、中一ギャップ(進学への不安等)の解消が図られる。
- ③小学校の先生と中学校の先生の連携が図りやすく、9年間継続して、子どもの成長を見守ることができる。
- ④異年齢とのコミュニケーションの機会が増え、小学生の中学生へのあこがれや、中学生の小さな子への思いやりが育まれる。
- ⑤中学校専科の教員が小学校の授業に入ることができる。(乗り入れ)
- ⑥義務教育学校の場合、教育課程の特例により、小学校高学年段階から教科担任制を導入することで、当該学年は複式学級にはならず、かつ専科教員からの指導を受けることができる。

デメリット

- ①小学校と中学校の節目(進学の実感や達成感)が薄くなる。
(小中一貫型小・中学校の場合、6年生卒業段階で卒業式・入学式がある。)
- ②6年生のときのリーダーシップの発揮が薄くなる。
- ③デメリットではないが、小中学校をひとつにしても、児童生徒数そのものが増えるわけではない。

(参考) 学校選択制 (小規模特認校)

特定の学校について、他の校区からの就学を認めるもので、きめ細やかな指導や特色のある教育活動の推進を目指す。



※現在も校区外通学の許可を受けて校区外の学校へ通うことは可能だが、制度化により募集を可能とすることで申請が容易となる。

○小規模特認校のメリット・デメリット

メリット	デメリット
・ 特色のある教育を推進し、入学・転入希望者を受け入れることで、児童生徒数の増加が見込める。	・ デメリットではないが、小規模校同士が隣接する学校で実施した場合、児童生徒の取り合いになる可能性がある。

3 あり方検討会の提言等

天草市立小中学校適正規模適配置審議会

天草市学校規模適正化（学校統廃合）推進計画（平成22年1月策定）

- ・合併時（平成18年度）の学校数は、小学校45校、中学校17校の62校であったが、本計画に基づき、統廃合を推進し、現在の小学校17校、中学校13校の30校となっている。



天草市立小・中学校のあり方検討会（令和6～7年度）

- ・統廃合によって複式学級を解消したが、更なる少子化の進展により令和3年度から再び複式学級が発生し、今後も増加する見込み。
- ・国のガイドライン等によれば、小中学校では、学校の特質から一定の集団規模を確保することが望ましいとされているが、本市では地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指しており、更なる統廃合によって地域から学校がなくなると、地域活力の低下につながることも考えられる。
- ・これらの現状と課題を踏まえ、今後の将来の展望を見据えた小・中学校のあり方を検討するため令和6年10月に「天草市立小・中学校のあり方検討会」を設置。



天草市立小中学校適正規模適配置審議会（令和8～9年度予定）

- ・あり方検討会では、令和6年12月から令和7年8月まで4回の会議を開催。まちづくりやPTA、教職員等の関係者で議論・検討をいただき、令和7年9月に検討会から教育委員会に報告書（提言）の提出をいただいた。
- ・あり方検討会によって一定の方向性は見出したが、以降の具体的な方策の議論を進めるに当たっては、法令に基づく審議会にて進めて行くことが適当と考え、令和8年2月に審議会を設置した。

天草市立小・中学校のあり方に関する報告書（提言）

1 望ましい教育環境に関すること

- ・国の法令に基づく適正規模を全ての学校で目指すことは現実的ではない。
- ・小学校の学校規模は、前回計画と同様に6学級以上が望ましい。
- ・10年後、多くの中学校で生徒数が約半数となる見込みだが、1学級当たりの人数は、ある程度の規模を確保されることが望ましい。

2 小中学校の学校規模・配置等に関すること

- ・本市は、県内で最も面積が広く、離島もあることから、地理的要因や交通事情によっては、統廃合による適正化は困難であることも考えられる。
- ・統廃合を検討するうえで、スクールバスであっても通学時間が1時間以上となることは、児童生徒の負担の面から避けるべき。
- ・旧町の境を超えて統廃合をした場合、地域から学校がなくなること考えられるが、学校がまちづくり等と密接に関係していることを鑑みれば、特に小学校においては、複式学級を含めた小規模校として存続する選択肢も必要。

3 その他、必要な事項に関すること

- ・検討を進めるうえでは、子どもたちの教育環境をより良いものとすることを念頭に、保護者のみならず、地域関係者で課題を共有し、地域でどのような教育を目指すのかを話し合うことも重要。
- ・適正化の方法として、統廃合以外にも校区の変更や学校選択制（小規模特認校制度）、小中一貫教育の導入など、地域の実情に応じた対応策を検討することが考えられる。
- ・小規模校として存続する場合、地域の協力やICT技術を最大限に活用し、小規模校のメリットの最大化・デメリットの緩和、複式学級となった場合も、他の学校との交流機会を確保など、関係者の創意工夫により教育の充実に取り組むことが望まれる。

小学校における課題（過小規模校の増加）

- ・令和12年には8学校（13学級）が過小規模校（複式学級）となる見込み。
- ・本市では市費負担教職員の配置により、単式学級を維持しているが、現在も1校に未配置で、教員不足等の背景もあって、継続することが難しい状況にある。
- ・統廃合により適正化を目指す方法もあるが、統廃合により地域から学校がなくなると、子育て世帯などの若年層が都市部へ流出し、地域活力の低下につながる恐れがある。

あり方検討会の提言を踏まえた考え方

- ・1学校6学級以上あることが望ましいが、学校が地域コミュニティの拠点として、まちづくり等と密接に関係していることを考慮すれば、小学校は、小規模校・過小規模校であっても、そのままの形で存続させることが適当ではないかと考える。
- ・今後、複式学級への市費負担教職員の配置が困難となったときのことを考え、別の支援策を検討する必要がある。
- ・GIGAスクール構想による一人一台端末の整備や、近年の授業スタイルの変化を踏まえ、子どもたちが自ら問いを立て自らが考え、対話しながら探求的に学びを進めたり、ICTを活用した遠隔合同授業などの工夫によって、不安の解消を図りつつ、複式学級を再開することも一つ方策であると考え。

中学校における課題（生徒数の減少）

- ・ 令和18年度には、多くの学校の生徒数が現在（令和8年度）の約半数となる見込み。
- ・ 生徒数が20人を下回る学校も出てくる。（1 学年5人以下）

あり方検討会の提言を踏まえた考え方

- ・ 学校は、知識や技能を習得するだけでなく、集団の中で多様な考えに触れ、社会性や規範意識を身につける場であることから、ある程度の人数が確保されることが望ましい。
- ・ それぞれの価値観や考え方は異なり、少人数でもよいという考え方がある一方、小学校から中学校まで同じ人間関係のままで9年間を過ごすより、中学進学の段階で変化があってもよいのではないかという考え方もある。
- ・ 地理的要因や交通事情によっては、統廃合による適正化は困難である場合も考えられる。
- ・ それぞれの地域の事情が異なるため、各校区の児童生徒の保護者や地域関係者と課題を共有し、意見を交わし、それぞれの地域に合った方策を検討していく必要がある。

4 適正化に向けた考え方

(参考) 学校規模の適正化のための対応策

通学区域の見直し	通学区域を見直す	
学校選択制	①自由選択制	当該市町村内の全ての学校のうち、希望する学校に就学を認めるもの
	②ブロック選択制	当該市町村内をブロックに分け、そのブロック内の希望する学校に就学を認めるもの
	③隣接区選択制	従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの
	④特認校制	従来の通学区域は残したままで、特定の学校について、通学区域に関係なく、当該市町村内のどこからでも修学を認めるもの
	⑤特定地域選択制	従来の通学区域は残したままで、特定の地域に居住する者について、学校選択を認めるもの
統合	①既存学校を活用	既存の学校が建設されている用地を活用して、複数校を統合し、新設校を設置する
	②新設統合	新たな用地を確保し、複数校を統合し、新学校を整備する
	③分離統合	3校以上の統合予定校のうち1校を分割して、他の学校に統合する
地域の状況を踏まえた工夫	①分校	例えば、小学校低学年までは地元の分校に通い、高学年になったら本校に通うことにする 他の公共施設の一部を活用して、分校（分教室）を設置する
	②組合立学校	近隣の地方公共団体との組合立学校の設置
	③遠隔合同授業等	ICTを活用した遠隔合同授業 複数の学校が連携して専科指導の充実を図る
校舎の増改築	既存校舎に増築または改築	
	施設転用	
新設	新設校の設置	

※出典：学校の適正規模・適正配置及びより良い教育環境の実現に向けた部局横断的な検討体制による学校施設に係る計画策定事例に関する調査報告書（令和6年8月文部科学省）

選択肢として考えられる方策

- ・あり方検討会の提言と国の指針等を踏まえると、大きく分けて3つの方法が考えられる。

1 小学校も中学校もそのまま残す

- ・本渡地区、有明地区及び五和地区の10年後もある程度の人数が見込まれる学校では、現状の形のまま小学校と中学校を存続する方法が考えられる。
- ・それ以外の地域でも、地域関係者の協議によっては、小学校も中学校も現状の形のまま残すことも考えられる。
- ・また、近くに適正規模校以上の学校がある場合、小規模特認校制度の導入により、近隣の校区から児童生徒を受入れる方法も考えられる。

2 小学校はそのまま、中学校は統合を検討する

- ・中学校段階で環境の変化、ある程度の人数規模の確保を図ることを目的に、中学校の統合を進めるといった選択肢も考えられる。
- ・近隣の小規模校同士で統合するほか、本渡地区周辺の中学校が本渡地区の中学校と統合するケースも考えられる。

3 小学校と中学校をひとつにする

- ・学校規模適正化の方策とは異なるが、義務教育学校など小中一貫教育の導入によって、教育環境の向上を図ることも一つの方法として考えられる。

委員の皆様・関係者の皆様へ（お願い）

- ・ 学校は、地域住民の生活や、まちづくりなどの地域コミュニティと密接に関係していることから、今回の適正化の議論を進めるうえでは、各地域の関係者とこの問題を共有し、ご意見等を伺いながら検討を進めたいと考えています。
- ・ PTA等の保護者、まちづくり等の関係者及び地域住民の皆様におかれましては、「子どもの教育環境の向上」、「地域でどのような教育を目指すのか」といったことを念頭に「地域における学校のあり方」について、それぞれの団体等においても議論・検討いただきたいと考えております。
- ・ 今後、各地域において、説明会等の実施を考えておりますので、ぜひ、ご出席をいただき、議論にご参画くださるようお願いいたします。